

処分業

水銀使用製品産業廃棄物と水銀含有ばいじん等の
どちらも取り扱わない場合

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 **廃止** 届出書 変更

年 月 日

（宛先）岡崎市長

届出者

〒444-8601

住 所 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市 株式会社

氏 名 代表取締役 岡崎 太郎
（法人にあっては、名称および代表者の氏名）
電話番号 0564-23-6000

平成○年○月○日付け第105○○○○○○○○号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。
変更

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	水銀使用製品産業廃棄物の中間処分（埋立処分）を行わない。 水銀含有ばいじん等の中間処分（埋立処分）を行わない。	許可の内容によって中間処分または埋立処分のどちらかを記載してください。 中間処分と埋立処分の両方の許可を有している場合は「中間処分及び埋立処分」と記載してください。

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合） 法定代理人、株主及び出資を

（ふりがな） 名 称	住 所

（変更内容が個人に係るものである場合） 法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）株主、出資をしている者及び使用人の変更

（ふりがな） 氏	生年月日	本 籍
水銀使用製品産業廃棄物と水銀含有ばいじん等のどちらも取り扱わない場合のみ、この廃止届を提出してください。 水銀使用製品産業廃棄物は取り扱うが、水銀含有ばいじん等は取り扱わない等、1品目でも取り扱う場合は変更届を提出してください。		

廃止又は変更の理由

法令に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたため

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格 A列4番）